

宇土市告示第 99 号

宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域を脱炭素化し、再生可能エネルギー等の導入の推進を図ることを目的とし、熊本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく本市の事業又は事務を実施する事業者、宇土市水道事業及び宇土市下水道事業に対し、予算の範囲内で宇土市重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）（以下「交付金交付要綱」という。）、熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付要綱及び宇土市補助金等交付規則（昭和 49 年規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宇土市重点対策加速化事業補助金 事業計画に基づく本市の事業又は事務（以下「補助金事業」という。）の実施に要する経費に充てるため、この交付要綱に定めるところに従い本市が交付する補助金をいう。
- (2) 重点対策加速化事業 「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日第 3 回国・地方脱炭素実現会議決定。）及び地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）により行われる加速的な取組をいう。
- (3) 補助対象事業 事業計画において別に定めた補助金事業をいう。
- (4) 補助金事業実施者 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する事業者、宇土市水道事業及び宇土市下水道事業をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付対象は、補助金事業実施者とする。

(補助金の交付期間)

第 4 条 補助金を交付する期間は、補助対象事業が実施される期間とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203303 号）に定める交付対象事業ごとの事業費に、交付対象事業ごとの交付率を乗じて得た額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場

合はこれを切り捨てるものとする。)の合計額とし、事業計画において計画された補助対象事業ごとに算出された額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)の合計額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助金事業実施者(以下「申請者」という。)は、宇土市重点対策加速化事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る経費の収支概算書
- (3) 見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、宇土市重点対策加速化事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、当該補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更交付申請)

第8条 交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後、補助対象事業の額に変更が生じた場合又は軽微な修正が生じた場合は、あらかじめ宇土市重点対策加速化事業補助金変更交付申請書(様式第3号。以下「変更交付申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の変更交付申請の手続について準用する。

3 適正化法第7条第1項第3号に基づき環境大臣が定める軽微な変更は、補助金の額の増減以外の変更とする。ただし、第1項に該当する場合を除く。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更の承認(不承認)を決定し、宇土市重点対策加速化事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。ただし、次項に規定するものを除く。

- 2 前項の変更の承認において、補助対象事業の交付決定額を変更する場合は、第7条の規定に準じて交付決定の内容を変更し、宇土市重点対策加速化事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金事業実施者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 補助金事業実施者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- (4) 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (5) 補助金事業実施者は、市長の承認を受けないで、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (6) 補助対象事業の完了によって補助金事業実施者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助金事業実施者に納付させることができる。
- (7) 適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、交付金交付要綱、熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金要綱及びこの交付要綱に定めるところによること。

（交付金事業の中止又は廃止）

第11条 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定を受けた後、補助金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、宇土市重点対策加速化事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金事業の完了予定期日の変更)

第12条 交付決定者は、補助金事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長に宇土市重点対策加速化事業補助金完了予定期日変更報告書(様式第7号)を提出し、報告しなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日)後2月以内である場合は、この限りでない。

2 第14条第2項による年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助対象事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第8条に規定する補助金の変更交付申請によるものとする。

(状況報告)

第13条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了した場合は、補助金事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに宇土市重点対策加速化事業補助金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了することが明白な場合は、申請年度の3月20日までに宇土市重点対策加速化事業補助金年度終了実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、宇土市重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の額の再確定)

第16条 交付決定者は、前条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情が生じた場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条第1項に準じて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、第15条に準じて補助金の額の再確定を行うものとする。

(補助金の請求等)

第17条 第15条及び前条の規定による補助金の額の確定を受けた交付決定者は、速やかに宇土市重点対策加速化事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、交付決定者に対し、速やか

に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第18条 市長は、補助金事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助金事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助金事業実施者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助金事業実施者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金事業実施者が、補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助金事業を遂行することができない場合（補助金事業実施者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(監督等)

第19条 市長は補助金事業実施者に対し、それぞれ施行する補助対象事業に関し、適正化法、適正化法施行令その他の法令及び補助金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助対象事業の促進を図るため、必要な指導、助言若しくは援助をすることができる。

2 市長は補助金事業実施者に対し、それぞれ施行する補助対象事業について、補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第20条 補助金事業実施者は、第6条の規定による交付の申請、第8条の規定による変更交付の申請、第11条の規定による中止又は廃止の申請、第12条の規定による完了予定期日の変更報告、第13条の規定による状況報告、第14条第1項若しくは第2項の規定による実績報告、又は第17条第1項の規定による請求については、電子情報処理組織を使用する方法（令和2年12月22日環境省告示第108号に定めるもののほか、適正化法第26条の3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(関係書類の保管)

第21条 補助金事業実施者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第10条第4号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定による保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他の補助金等の一時停止)

第22条 市長は、補助金事業実施者が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違

約金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(その他)

第23条 補助金事業実施者は、交付要綱に疑義が生じたとき、交付要綱により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱に記載のない細部については、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 宇土市補助金等交付規則第10条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

3 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金交付申請書

宇土市重点対策加速化事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金申請額	金 円
2. 事業着手予定期日	年 月 日
3. 事業完了予定期日	年 月 日
4. 事業計画年度	年度

（添付書類）

別紙 宇土市重点対策加速化事業補助金 補助金申請調書
事業計画書
補助事業に係る経費の収支概算書
見積書
その他関係書類

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

申請者名		事業計画名		計画年度		提出年度		事業費計(円)		交付対象事業費計(円)		交付限度額計(円)	
------	--	-------	--	------	--	------	--	---------	--	-------------	--	-----------	--

[illegible]

第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

宇土市長

年度宇土市重点対策加速化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 決定区分 交付 ・ 不交付
(不交付の場合は、その理由)

2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりである。

3 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。

補助金の額 金 円

4 補助金事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）、熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付要綱及び宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱に従わなければならない。

(本件担当者の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金について、下記のとおり交付申請を変更したいので、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更後交付申請額	金 円
既交付決定額	金 円
差引交付申請額	金 円
2. 変更理由	
3. 事業着手予定期日（変更）	年 月 日
4. 事業完了予定期日（変更）	年 月 日
5. 事業計画期間	年度から 年度まで

（添付書類）

別紙 宇土市重点対策加速化事業補助金 補助金申請調書

その他関係書類

※交付申請書と同じ様式を使用し、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

申請者名		事業計画名		計画年度		提出年度		事業費計(円)		交付対象事業費計(円)		交付限度額計(円)	
------	--	-------	--	------	--	------	--	---------	--	-------------	--	-----------	--

[illegible]

第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

宇土市長

年度宇土市重点対策加速化事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、
年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり決定したので通知する。

記

1 決定区分 承認 ・ 不承認
（不承認の場合は、その理由）

2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。

3 補助金事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）、熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付要綱及び宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱に従わなければならない。

（本件担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

宇土市長

令和 年度宇土市重点対策加速化事業補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金事業に要する経費、補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助金の額	金	円
変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円
- 3 補助金事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け環政計発第 2203301 号）、熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付要綱及び宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱に従わなければならない。

（本件担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金を下記のとおり中止（廃止）したいので、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）をする事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）後の措置

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金完了予定期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金について、完了予定期日を変更したため、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金事業の実施予定及び完了予定年月日

事業番号	交付決定額		完了予定期日		遅延理由
	交付決定 日	交付決定 額	当初	変更後	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金実績額	金 円
2. 事業着手期日	年 月 日
3. 事業完了期日	年 月 日
4. 事業計画期間	年度から 年度まで

（補助金実績額の内訳）

交付決定額	補助金実績額

※補助金実績額には補助金事業の実績額を記載する。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（添付書類）

別紙 熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金 補助金実績調書
その他関係書類

申請者名		事業計画名		計画年度		提出年度		事業費計(円)		交付対象事業費計(円)		交付限度額計(円)	
------	--	-------	--	------	--	------	--	---------	--	-------------	--	-----------	--

[illegible]

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度宇土市重点対策加速化事業補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

（添付書類）

別紙 熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金 補助金年度終了実績調書
その他関係書類

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

別紙 宇土市重点対策加速化事業補助金 補助金年度終了実績調書

申請者名		事業計画名		計画年度		提出年度		事業費計(円)		交付対象事業費計(円)	
------	--	-------	--	------	--	------	--	---------	--	-------------	--

[illegible]

様式第 10 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

宇土市長

年度宇土市重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した宇土市重点対策加速化事業補助金については、令和 年 月 日付け実績報告書に基づき、下記のとおり補助額を確定したので、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知する。

記

確定額 金 円

（本件担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

宇土市重点対策加速化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宇土市重点対策加速化事業補助金について、宇土市重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			